明 教 委 企 (総) 第 585 号 2024 年(令和6年)10 月 8 日

[明石市臨時・非常勤職員ユニオンへの回答]

学校給食臨時調理支援員に関する要求について (回答)

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 雇用については、公募試験なしで雇用継続すること。

臨時調理支援員を採用する場合には、今後も公募試験を実施する予定です。

2 人事院勧告に基づき短時間会計年度職員であっても正規職員と同等の 昇給し4月遡及を行い、勤勉手当を支給すること。

短時間会計年度職員の昇給制度及び勤勉手当の支給については、現在、全庁的にその制度を検討している段階であり、今後、これらの検討状況を踏まえながら、協議していきたいと考えています。

また、給与改定があった場合における、当年4月に遡及して適用する取扱いについては、本年度の人事院勧告に基づく給与改定が及ぼす人件費への影響が例年に比べて特に大きいことや、国の財政措置の内容が不透明であること、さらには運用面、技術面においても課題があるため、近隣他都市の取扱いも踏まえながら、引き続き検討が必要と考えています。

3 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず直営を堅持すること。

給食調理業務については、業務の効率化を図るとともに、給食の充実に 努めてきたところであり、今後においても、市の財政運営の方針に基づき、 民間委託していく予定です。